

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成20年2月29日

秋田県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 桂 田 晋

平成 1 9 年度定期監査報告書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成 2 0 年 2 月 2 9 日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 桂田 晋

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 藤原 幸作

- 1 監査の対象
秋田県後期高齢者医療広域連合事務局
- 2 監査した期日
平成 2 0 年 1 月 2 5 日（金）
- 3 監査の範囲
平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日までの歳入歳出執行状況
- 4 監査の方法
平成 1 9 年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。
- 5 監査項目
予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務
- 6 監査の結果
財務に関する事務の執行について、関係書類等を監査した結果、事業及び歳入歳出予算の執行は適正と認められた。
今後も、制度施行に向け、円滑に事業が進捗することを希望する。